

住民税非課税世帯への 価格高騰重点支援給付金

物価高騰によるさまざまな負担の増加を踏まえ、特に影響が大きい人の生活を支援するため、追加支援分として給付金を支給します。

対象 令和5年12月1日時点で世帯全員の令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯
給付額 1世帯当たり7万円
申請 ▽価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給した世帯Ⅱ手続きは不要です。12月25日に価格高騰重点支援給付金(3万円)の受給口座へ振り込み手続きを済ました▽価格高騰重点支援給付金(3万円)を代理人が受給した世帯または受給していない世帯Ⅱ市から12月22日に案内と確認書を発送しました。必要事項を記入して3月8日(金)までに福祉課へ返送してください▽5年1月2日以降に転入した人がいる世帯または未申告の人がいる世帯Ⅱ3月8日(金)までに申請手続きが必要で、申請する際は福祉課に相談してください

その他 市や公的機関から現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、給付のために手数料を求められることはありませんので注意してください
問い合わせ 福祉課(☎④2297)

① その他

「公的年金等の源泉徴収票」の送付

1月上旬から中旬にかけて、国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けている人に、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が送付される予定です。

この源泉徴収票には令和5年2月から12月に支払われた(6年1月に支払いがあった人は1月分まで)「年金の総額」「源泉徴収された税額」「社会保険料の金額」などが記載されています。
確定申告や住民税の申告をする際に必要になりますので大切に保管してください。
源泉徴収票が届かない場合

令和6年度市奨学資金・ 看護師育成奨学金



市奨学資金(貸与型)
高校・大学(大学院は除く)・専修学校(修業年限2年以上)などへ進学する人を支援する奨学資金貸与制度です。この奨学金は「借りる」ものになるので、卒業後返済が必要です。

手話をやってみよう(第58回)

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。今月は「お年玉」を紹介します。

【お年玉】



右手の親指と人差し指で輪を作る。左手の人差し指から小指を付けて、親指だけ離れた形(ポチ袋)を作り、右手の輪を入れる。

問い合わせ 福祉課(☎④2384)

1月10日は「110番の日」

問い合わせ 藤岡警察署(☎②0110)

110番は、事件や事故などが発生した時に皆さんの安全を守る緊急通報電話です。通報の際は「何があったのか」「いつあったのか」「どこであったのか」を正しく伝えることが事件や事故を早く解決する決め手となりますので、警察官に落ち着いて状況を話してください。

特殊詐欺が疑われる「お金を取りに行く」「キャッシュカードの確認に行く」などの電話を受けた場合は、すぐに110番通報して被害を未然に防ぎましょう。

県警察では、110番広報動画「上州くん、みやまちゃんが30秒で教える110番」を作成しました。県公式YouTubeチャンネル「t



sulun0s(ツルノス)」(下記2次元コード)から視聴できます。

また、令和5年4月から通報現場の状況やあらかじめ撮影した映像・画像を通信指令課に送信できる「110番映像通報システム」の本運用が始まりました。映像が必要な場合は、警察官から通報者に依頼しますので、協力をお願いします。



上州くん、みやまちゃんが30秒で教える110番(県公式YouTube)

共に市内に3年以上居住している▽学業成績が優秀で品行方正である▽経済的な理由により学資支出困難な世帯である※保護者などの所得要件について、基準を緩和しました
受付期間 2月1日(木)～3月29日(金)
その他 詳しい内容については、教育総務課へ問い合わせてください。また、下記2次元コードからも確認できます



藤岡市民商品券の 使用期限



藤岡市民商品券の使用期限は1月31日(水)までです。商品券は使用期限を過ぎると使用できませんので、必ず期限内に使用してください。
問い合わせ 商工観光課(☎④2318)

相続登記無料相談会

相続登記の専門家である司法書士が相続登記についての相談に応じます。
日時 1月29日(月)午前10時～午後4時(午後0時30分～1時30分は休憩)
会場 市役所本庁舎
持ってくる物 固定資産税納税通知書や所有している不動産の明細が分かる物

その他 令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されます。相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、法務局に相続登記の申請をする必要があります

自筆証書遺言書保管制度・ 相続登記の申請義務化説明会

日時 1月9日(火)・26日(金)・2月15日(木)・20日(火)・3月12日(火)・15日(金)午前10時～11時(各日1回)
会場 前橋地方法務局(本局)・高崎支局・桐生支局・伊勢崎支局・太田支局・沼田支局・富岡支局・中之条支局
参加料 無料(予約制)

その他 詳しくは、前橋地方法務局ホームページまたは参加先の法務局へ問い合わせください
問い合わせ 前橋地方法務局高崎支局(☎027・322・6315)

県特定最低賃金改正

群馬県の特定(産業別)最低賃金は、令和5年12月29日に改正発効されています。最低賃金は時間額で定められており、県内で働く全ての労働者とその使用者に適用さ